

アフリカ・ソマリア沖の海賊対処について、1月28日浜田防衛相は自衛隊法第82条に基づき海上警備行動で派遣準備を行うべく「準備指示」を発出した。3月には護衛艦等が派遣される見通しである。



### 1 海賊の横行状況と国際社会の対応

#### (1) 発生件数等

ソマリアの破綻等に伴い、ソマリア沖からアデン湾にかけての海域で海賊が猖獗を極めている。海賊事件の発生は、世界全体で見れば、減少傾向にある。しかしながら、最近、アフリカ（特にソマリア沖・アデン湾及びナイジェリア）における海賊事件が急増している。

下表の件数は ソマリア沖等の発生件数

2003	2004	2005	2006	2007	2008
21件	10件	45件	20件	44件	111件

武装：AK47 突撃銃、RPG-7 ロケット弾発射器、自動小銃

国際海事局のデータによれば、約600名が人質になっている。

海賊母船に搭載された高速艇を縦横に駆使して海賊行為に及ぶため捕捉が非常に困難である。

#### (2) 日本の被害状況等

海賊が横行する海域を日本関係の船舶が年間約1000隻通航すると言われている。2007年10月28日、ケミカルタンカー「ゴールデン・ノリ」が海賊に乗っ取られた。08年4月21日には原油タンカー「高山」が海賊の高速艇に襲撃され、船体が被弾した。同年7月、8月、9月と日本に関係する船舶が襲撃され、人質に取られ、結局身代金を支払って開放されている。同11月には、日本が運行するタンカーが襲撃され人質23名が、ケニア沖では中国漁船が乗っ取られ、日本人船長が人質となった。

#### (3) 国連の対応等

かかる状況に、国連は、ソマリア沖の海賊対策のために艦船にあらゆる措置を採りうる権限を認める決議やソマリアの治安維持等にかかるPKO創設等に関する安保理決議（注1参照）を採択している。世界各国は、対テロ戦争に対処中の第150合同任務部隊（CTF150）（注2参照）をはじめとして、20カ国以上の国が、海賊対策のために海域で行動中である。

### 2 応急措置たるを認識すべし

今回の措置はあくまでも応急的なものであって、本来は防衛相が述べているように、新たな根拠法を制定して海上自衛隊に対処させるべきである。

現行海上警備行動による対処の場合の問題点は、

① 護衛対象が限定的（日本船籍、

日本人や日本の貨物を輸送する船舶が護衛対象であり、他の船舶が海賊に襲撃されても何も出来ない。）

② 武器使用が限定的（警職法第7条に基づく正当防衛・緊急避難時の武器使用は認められるものの、任務遂行のための武器使用が出来ない。正当防衛・緊急避難は個人の権利であって部隊としての措置でもなく、本来馴染まないのではなかろうか。）である。

3 遅かりし日本の対応！

海賊対策の問題が国会の場で採り上げられたのは、今年の10月17日民主党の長島氏の麻生総理への質問であり、その際には首相は前向きな姿勢を示していたはずだが、それがここまで遅れこんだのは如何なものだろうか。日本にとって喫緊の事態でもあったはずだ。この意思決定の遅さには驚かざるを得ない。これでは非常事態が惹起した際に迅速な意思決定など望むべくもない。韓国や中国が艦船を派遣しなかったとしたらもっと遅れていたかもしれない。情けない限りである。

4 新法制定に民主党も柔軟な対応をすべし！

浜田防衛相が慎重姿勢であったのには同意すべき面もあり、大臣は民主党にも速やかに意思決定をして、自民・公明の与党と民主党の圧倒的多数による新法制定を期待していたのかもしれない。然しながら、未だに意思決定が出来ない状況である。海上自衛隊のソマリア沖への派遣に反対の社民党や国民新党との亀裂を恐れる余りに議論さえ進んでいない。自党に旧社会党員を抱える民主党にとって安全保障問題はアキレスの踵ですらある。それにしても国民新党まで反対と言うのは解せない。節を曲げてはいない？

少なくとも国家の基本的事項に関する事項については党利党略を優先させるべきではない。小沢民主党の見識を疑わざるを得ない。政権が目の前にちらつき始めたら、節すら曲げるのか、その様な党に将来はない。彼は国連絶対主義者ではなかったのか。国連決議を何と見るのか？

最も、政府与党が予算成立後に海賊新法を上程して民主党の分裂を誘う戦略であるとも囁かれており、それが事実ならば似た者同士ではあるが。。

5 他国との協同と更なる貢献を！

(1) 海賊対策のための地域的枠組みの検討

地域的枠組みの検討も進みつつある。IMO 決議 A1002 を受け、現在、IMO の助力により、西インド洋、アデン湾及び紅海において海賊問題に対応するため、ReCAAP（アジア海賊対策地域協力協定）ISC（情報共有センター）をモデルとした地域協力の枠組み作成が検討されている。

(2) 活動の各国の軍隊

ソマリア沖で海賊対策に従事中の外国部隊は次の通りである。ウィキペディアによれば、2008年12月時点での第150合同任務部隊参加国と独自派遣国の重複分の両

方を含む各国の派遣状況は、22カ国約30隻に及んでいる。(注3参照)

(3) 我が国の他国との協同等

(1) 及び(2)の状況にあるのであるが、最も受益国である我が国の対応が遅々としている事に苛立ちすら感じている。我が国も、これらの国々と現地及び政府レベルでの協同連携が必要である。

(4) P-3Cの派遣を！

長さ1000キロに及ぶ海域をこれらの艦船で十分に監視し、対応することは困難である。上述の各国の派遣状況を見た限りでは、哨戒機の派遣が極めて少ない。我が国の対潜哨戒機P-3Cの派遣も考慮されてしかるべきであろう。

幸いなことに、自動船舶識別装置(注4参照)の搭載が義務付けられているので、海賊船か否かの識別はある程度容易ではなかろうか。広域の哨戒を行って、識別不明の船舶を航行中の艦船や他国の軍艦等に通報すれば非常に効率的である。

(5) ソマリアPKOへの対応

国連平和維持活動(PKO)スーダン派遣団(UNMIS)司令部に陸上自衛官2名が派遣されているが、単に人道的観点から派遣されたもので、そこには冷徹な国益の追求と言う視点がない。その点、ソマリアPKOは海賊対策の観点からも有効であり、条件整備をしっかりと整えた上での派遣を検討しても良いのではないのだろうか。

注1：ソマリア沖関連の安保理決議

- ① 安保理決議1816号(2008年6月)：人道支援物資の輸送と通商航路の安全確保のため、6カ月間、加盟国の艦船に国連憲章第7章に基づき武力行使を含む「必要なあらゆる措置」によって海賊行為を阻止する権限を認める安保理決議。日本は同決議の共同提案国でもある。
- ② 安保理決議1838号(2008年10月)：前記同様の目的のために決議1816号に基づいて具体的に艦船及び軍用機の派遣を加盟国に要請し同決議に定める措置の適用期間の延長をソマリア暫定政府(TFG)に確認する安保理決議
- ③ 安保理決議1851号(2008年12月)：「ソマリア国内で必要とされるあらゆる措置を取ることを可能にする決議
- ④ 安保理決議1863号(2009年1月)：AUソマリア平和維持部隊)に置き換わる新PKO部隊を設置する意向を表明

注2：CTF-150について

2008年8月、対テロ戦争の一環として、この海域に展開している合同海上部隊(アメリカ第5艦隊含む)の第150合同任務部隊(CTF-150)は、2007年11月のIMO総会決議を受けて新たにアデン湾をMSPA(海上パトロール区域)に指定し海上警備行動を開始した。

注3：各国の軍隊の派遣状況

ウィキペディアによれば、2008年12月時点での第150合同任務部隊参加国と独自

派遣国の重複分の両方を含む各国の派遣状況は、

- ① NATO 加盟国の参加国：米、英、伊、蘭、加、西、独、土、仏、葡（ポルトガル）  
原子力空母を含む 15 隻、哨戒機
- ② 非 NATO 加盟国：印、豪、サウジ、乳、バーレーン、基、南阿、マレーシア、露、  
中、韓、イランの 14 隻以上 である。

注 4：自動船舶識別装置（Automatic Identification System, A I S）について

A I S は、VHF 無線機を利用した、船舶を自動識別する装置。識別符号、船名、位置、針路、速力、目的地などのデータをレーダー画面上に表示することができる。2002 年、テロリズムへの対処を目的として、IMO（国際海事機関）の主導により SOLAS 条約（海上人命安全条約）が改正され、この改正条文中に自動船舶識別装置の設置に関する事項も盛り込まれた。同条約は 2004 年 7 月 1 日に発効した。